（同）同　宗永　健作
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房地域活性化統合事務局長代理を免ずる（以上六月二十六日）
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に採用する　峰久　幸義
内閣官房東日本大震災復興対策室長を命ずる　任期は平成二十四年六月二十六日までとする（水産庁資源管理部長）農林水産事務官　井上　明
（国土交通省大臣官房審議官）国土交通事務官　上田　健
（総務省大臣官房付）総務事務官　岡本　全勝
（国土交通省東北地方整備局副局長）国土交通技官　澤田　和宏
（総務省自治財政局公営企業課長）総務事務官　諸橋　省明
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房東日本大震災復興対策室審議官を命ずる（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　荻野　徹
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に配置換する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　福井　仁史
（同）同　諸戸　修二
内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を兼ねて命ずる（各通）（以上六月二十七日）

東日本大震災復興対策本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　峰久　幸義
東日本大震災復興対策本部事務局長に併任する　上田　健
（同）同　岡本　全勝
東日本大震災復興対策本部事務局次長に併任する（各通）
（同）同　井上　明
東日本大震災復興対策本部岩手現地対策本部事務局長に併任する
（同）同　澤田　和宏
東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局長に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））同　荻野　徹
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　諸橋　省明
東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部事務局長に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　稲田　幸三
東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局次長に併任する
（同）同　安東　義雄
（同）同　市川　篤志
（同）同　尾関　良夫
（同）同　串田　俊巳
（同）同　阪本　克彦
（同）同　田島　淳志
（同）同　寺岡　光博
（同）同　永井　智哉
（同）同　中島　慶二
（同）同　福井　仁史
（同）同　前島　明成
（同）同　森　重樹
（同）同　諸戸　修二
（同）同　山田　英樹
東日本大震災復興対策本部事務局参事官に併任する（各通）
（同）同　村手　聡
東日本大震災復興対策本部事務局参事官に併任する
東日本大震災復興対策本部岩手現地対策本部事務局次長に併任する
（同）同　阪口　進一
東日本大震災復興対策本部事務局参事官に併任する
東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局次長に併任する
（同）同　濵邉　哲也
東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部事務局次長に併任する（以上六月二十七日）

内閣府

石川　恵子　伊集院礼子　上野　俊彦
大隈　暁子　大河内美保　長岡　美奈
御厨　貴　山本　豊　渡邉　光一
内閣府独立行政法人評価委員会委員に任命する（各通）（六月二十七日）

会計検査院

（第四局文部科学検査第一課文部科学統括検査室長）会計検査院事務官　武友　秀年
辞職を承認する（六月三十日）

皇室事項

信任状捧呈式

六月二十八日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在東ティモール国特命全権大使イジリオ・アントニオ・デ・ファティマ・コエーリョ・ダ・シルヴァの信任状捧呈式を行われた。
六月二十八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在マラウイ国特命全権大使ルベン・ングウェニャの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

六月二十七日午後八時四十分、宮中において、国務大臣細野豪志の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更し、平成23年7月1日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、公表する。
平成23年6月30日
農林水産大臣　鹿野　道彦

題名中「高病原性鳥インフルエンザ」を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改める。
前文中「(Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。)」を削り、「A型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。)」を「A型インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenzaウイルス。以下「HPAIウイルス」という。)」に改め、「の疾病をいう。」の次に次の段落を加える。
低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、HPAIウイルス以外のもの（Low Pathogenic Avian Influenzaウイルス。以下「LPAIウイルス」という。)の感染による家きんの疾病をいう。
前文中「本病は」を「高病原性鳥インフルエンザは」に、「1997年に香港において鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）の人への致死的な感染被害が確認されて以来、公衆衛生の観点からも非常に重要な疾病として注目されるようになり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）においては医師に感染者の報告を義務付ける等の対策が明示され、家きん疾病の中で最も警戒すべきものとして位置付けられている。」を「LPAIウイルスは、HPAIウイルスに比べ、病原性は低いものの、アメリカ、メキシコ、イタリア等では、ウイルスが変異し、HPAIウイルスとなった事例が確認されている。」に改め、「我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。)の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、